

直はもと職號なりしもの、姓なりしならん其職なりしときのさまは、其業々をみづからなせしなへに阿多比延アタヒヒノの號つきし也、阿多比は授にて、授兄又は予兄の意なるべし、さるから其意を得て、直或費字を當し也、如此卑事に近き職なりしから、其人にたへたる事を任されしかば、姓氏録に直姓の氏々は、職號と地號と相半してみえたり、直職より夫々の業にたへしものを撰定て、事職又國事を授給へりし也、阿多比のここのこいへり、こはをいほんに、物を得て其替りをまたせるを、相替るの義にされる號なり、故氏號に、職及地號の相半して残れるにて思へ、姓となりても舊モト卑職なりしから、最下の姓とせられたり、されどこれより出身せるは太古遺制なればにや、神護景雲二年夏四月乙酉、伊豫國神野郡人賀茂直人主等四人、賜姓伊豫賀茂朝臣、又秋七月壬午、武藏國入間郡人正六位上勳五等物部直廣成等六人、賜姓入間宿禰、八月辛酉、近江國淺井郡從七位下桑原直新麻呂、外大初位下桑原直訓志必登等、賜姓桑原公、天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午、大隅直賜姓曰忌寸、とみえしは、みな其等をこえてなりのぼれるにて思ふべし、こたび伴造の下に序次せしものは、舊職號モトの時のさまと、史姓よりは直姓に轉れど、外の姓よりうつりたることなきをもて、如此は定めつる、

〔日本書紀二十九年〕十三年十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、○中 五曰道ミチ、

〔釋日本紀十五卷〕道師シノ

私記曰、師說未詳、

〔倭訓栞中編二十五〕みちのし 道師とかけり、天武天皇の時八姓を立て、天下の氏姓を混同した

まへり、その第五なり、或の説に、神道王道を教ふるの師といふことなりといへり、されど國史及姓氏錄などに此かばねは見えず、